

◆甲子園短期大学の教育方針

建学の精神と教育理念

甲子園短期大学は、校訓三綱領「**黽勉努力**」「**和衷協同**」「**至誠一貫**」の建学の精神にもとづき、広い一般教養と専門的知識・技能を授け、健全円満な人格の陶冶を図るとともに専門の職業に従事し、社会の発展に貢献できる人材の養成を教育理念としています。

<建学の精神・校訓三綱領>

第一の「**黽勉努力**」とは、教養を深め専門的な知識と技能を兼ね備え自立するために、自らの意思に従って勉め励むことです。

第二の「**和衷協同**」とは、共に学び育ち平和的心情を養い、社会にあっても心を同じくして互いに力を合わせ協同することです。

第三の「**至誠一貫**」とは、高い倫理観と幅広い人間性を培い、困難に際しても真心をもって一筋に信念を貫き通すことです。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

甲子園短期大学は、以下のような学生（高校生・社会人）を求めています。

【全学アドミッション・ポリシー】

1. 高等学校で学んだことを継続的・発展的・多面的に捉え、発信していこうとする人。
2. 目的意識をもって、主体的にチャレンジできる人。
3. 教養を深めて、専門的な知識と技能を獲得するために自ら努力しようとする人。
4. 豊かな感性と創造力、コミュニケーション能力を有し、社会の一員として自覚と責任感をもって行動できる人。
5. 他者と協力しながら共に学び、社会に貢献しようとする意欲のある人。

【生活環境学科アドミッション・ポリシー】

1. 生活を取り巻く環境・健康・福祉に興味関心がある人。
2. 他者の気持ちを理解し、円滑なコミュニケーションと人間関係を築こうとする人。

【幼児教育保育学科アドミッション・ポリシー】

1. 子どもの成長、発育・発達に興味関心がある人。
2. 子どもや他者から信頼され、地域社会と連携できる保育者をめざす人。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

甲子園短期大学では、学位授与の方針に掲げる能力の習得を目的として本学の教育理念に基づき、幅広い一般教養を培う総合教養科目と専門的知識や技能を授け社会の発展に貢献できる人材を養成するための専門科目を体系的に配置し、以下の方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成する。

【生活環境学科ライフキャリアフィールド】

学位授与及び各種資格取得を志す者として、生活環境学科ライフキャリアフィールドが掲げる教育目標とディプロマ・ポリシーを達成するため、「総合教養科目」「専門教育科目」「ライフキャリアフィールド専門教育科目」からなる教育課程を編成する。

「総合教養科目」は、短期大学士として必ず身につけておかなければならない資質の基礎を養う科目群であり、特別演習を中心として社会とくらし、いのちと健康、芸術と表現、情報と国際理解そして園芸の分野で構成され現代社会における人間の心理や生命、環境等幅広い教養を学び、視野

を広げる科目群である。

「専門教育科目」は、自立し地域社会で活躍し、社会に貢献できる人間をめざしてこれからの時代を見通して構成された専門的知識と実践力を身につける科目群である。

「ライフキャリアフィールド専門教育科目」は、現代社会の諸問題の解決を目指して、環境やICT（情報通信技術）、生活全般、身体や健康、医療に関する知識、技能、表現能力について講義、演習、実習を組み合わせた授業形態により身につける科目群である。

教育課程全般を通じて、グループ・ディスカッションやグループワーク、プレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングの教育方法も活用し、学生の理解と実践力、自律力を高め、観察力を養う。また、教育課程の評価については、専門教育に係る科目における学習状況をもって、教育課程全体を通じた学習成果の総括的評価を行う。

【生活環境学科介護福祉フィールド】

学位授与及び介護福祉士を志す者として、生活環境学科介護福祉フィールドが掲げる教育目標とディプロマ・ポリシーを達成するため、「総合教養科目」「専門教育科目」「介護福祉フィールド専門教育科目」からなる教育課程を編成する。

「総合教養科目」は、短期大学士として必ず身につけておかなければならない資質の基礎を養う科目群であり、また、人間の生活や生命、それを取り巻く社会や文化・環境といった幅広い教養を学び視野を広げる科目群でもある。

「専門教育科目」は、介護を行う上で必要不可欠な科学的な思考、論理的な思考力、コミュニケーション能力を身につけるとともに、生活力を高め、観察力を養うとともに、介護を行うときの根拠や必要性を考えることができる科目群である。

「介護福祉フィールド専門教育科目」は、介護福祉士養成課程カリキュラムに基づき、介護福祉士として専門的な知識・技能・態度を身につけるために講義、演習、実習といった授業形態により行われる必修科目群である。

教育課程全般を通じて、グループ・ディスカッションやグループワーク、プレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングの教育方法も活用し、学生の理解と実践力を高める。また、教育課程の評価については、介護福祉士国家試験受験資格に係る科目における学習状況をもって、介護福祉士養成課程全体を通じた学習成果の総括的評価を行う。

【幼児教育保育学科】

学位授与及び幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得を志す者として、幼児教育保育学科が掲げる教育目標とディプロマ・ポリシーを達成するため、「総合教養科目」「専門教育科目」からなる教育課程を編成する。

「総合教養科目」は、短期大学士として必ず身につけておかなければならない資質の基礎を養う科目群であり、また、現代の教育保育を支える教養的知識を身につけた教育者・保育者になるための基礎となる科目群でもある。

「専門教育科目」は、幼稚園教諭・保育士としての知識・技能・態度を身につけるため、教育職員免許法・児童福祉法施行規則に基づいた必修科目及び選択必修科目群である。教育・保育に関する基礎理論に関する科目をはじめとして保育指導法などの応用的・実践的な科目、そして教育・保育実習、教職実践演習を履修するというように、適切な順序性をもって開講期を設定する。

教育課程全般を通じて、グループ・ディスカッションやグループワーク、プレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングの教育方法も活用し、学生の理解と実践力を高める。また、教育課程の評価については、教員免許資格及び保育士資格に係る実践演習科目における学習状況をもって教育課程全体を通じた学習成果の総括的評価を行う。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

甲子園短期大学では、以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生は、卒業が認定され、短期大学士の学位が授与される。

【全学ディプロマ・ポリシー】

（関心・意欲・態度）

1. 自立のために目標を明確にし、自らの意思で努力できる。（勤勉努力）
2. コミュニケーションにより互いに理解し、力を合わせることができる。（和衷協同）
3. 高い倫理観をもち、真心をもって誠実に行動することができる。（至誠一貫）

（知識・理解）

4. 倫理・道徳的な教養と専門的知識を身につけている。

（思考・判断）

5. 時代に対応した専門的知識や技能を実践的場面で活用でき、継続して自ら学び続けることができる。

（技能・表現）

6. 適切な情報を選択し、自ら考え、他者に提示できるとともに、新たな価値を創造し発信することができる。

【生活環境学科ディプロマ・ポリシー】

（知識・理解）

1. 生活を取り巻く環境・健康・福祉に関する知識と技術を身につけ、生活場面及び地域社会で活用できる。

（思考・判断）

2. 人を思いやる心を持って、豊かで安全・快適な生活を創造するため、主体的に行動できる。

（技能・表現）

3. 多様な職種の役割を理解するとともに、円滑なコミュニケーションを図り、他者と連携し協同することができる。

【幼児教育保育学科ディプロマ・ポリシー】

（知識・理解）

1. 幼児教育・保育に関する知識と実践に役立つ技術を身につけ、活用できる。

（思考・判断）

2. 個性と発達の多様性を理解し、保育者として主体的・多面的・客観的に考察し、適切に行動できる。

（技能・表現）

3. 子どもを共感的に理解し、多様な立場を理解するとともに地域と連携し、専門的知識や技能を保育と教育の現場で活用できる。

3. 卒業するために

(1) 卒業に必要な単位数

◇本学を卒業するためには、2年以上在学し、各学科で必要とされる所定の単位数を修得しなければなりません。

◇卒業するためには、学則第25条に従い、次に示す通りの単位を修得しなければなりません。

| 区 分 | 総合教養科目 | 専門教育科目 | 合 計 |
|----------|---------|---------|---------|
| 生活環境学科 | 12 単位以上 | 54 単位以上 | 66 単位以上 |
| 幼児教育保育学科 | | 54 単位以上 | 66 単位以上 |

◇次の各項についても、注意してください。

- ① 学則第11条に規定する「総合教養科目」については、各学科とも「特別演習」「人権教育の研究」の必修科目を含めて、12単位以上を修得しなければなりません。
- ② 学則第11条に規定する「専門教育科目」については、各学科における必修科目を含めて履修し、上表に示す通り単位を修得しなければなりません。

◇卒業に際して「**短期大学士**」の学位が授与されます。

(2) 授業時間

「講時」制をとっている関係上、90分をもって1講時としています。

(3) 受講登録

- ① 学期始めには、当該学期の開講時間割表にもとづいて履修しようとする授業科目を選択のうえ、指定の期日までに教務システムに入力し、履修科目の登録を行います。
- ② 登録をしていない授業科目については授業および試験を受けることができません。
- ③ 1年間に登録できる履修科目の単位数の上限は原則50単位とします。但し、本学が規定する特例の科目及び成績優秀な学生等については、上限を超えて履修科目の登録を認める場合があります。

(4) 履修単位の認定

- ① 履修科目の単位の修得は、学期末に行われる定期試験等に合格することによって認定されます。
なお、科目担当教員の指示によって、レポート、実技成果などをもって試験に代えることがあります。
- ② 授業料の未納者および欠席回数が総授業回数の3分の1を超えた者は、定期試験の受験（レポート、作品の提出等を含む）を認めず、単位を修得することはできません。
- ③ 学習の評価は、S、A、B、C 及び D の5段階をもって示し、S、A、B、C を合格とし、D を不合格とします。
- ④ 定期試験等の結果不合格と判定された授業科目については、試験に関する規程第15条により1回に限り再試験を受けることができる場合があります。
- ⑤ 正当な理由によって定期試験等を受験できなかった者は、試験に関する規程第12条により追試験を受けることができます。なお追試験を受けた者は再試験を受けることはできません。
- ⑥ 単位を修得できなかった授業科目のうち必修科目については、次の開講学期に再び履修しなければなりません。

(5) GPA について

GPA（Grade Point Average の略）は、学生の学修成果を数値化したものです。

本学では、より教育効果を高めるために成績評価基準の一つとして、GPA 制度を用い、学生が自身自身で“学修の達成度”を測定できるよう活用します。

【成績評価と GP】

| 評価区分 | 本学の評価 | 評価基準 | 付加する GP |
|---------|-------|---------------------------|---------|
| 100～90点 | S | 到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている | 4 |
| 89～80点 | A | 到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている | 3 |
| 79～70点 | B | 到達目標を達成している | 2 |
| 69～60点 | C | 到達目標を最低限達成している | 1 |
| 59～0点 | D | 到達目標を達成していない | 0 |

GP（Grade Point）：成績評価に応じて与えられる数値

【GPA を算出する計算式】

$$GPA = \frac{\text{（当該学期に評価を受けた各授業科目で得た GP} \times \text{当該授業科目の単位数）の合計}}{\text{各学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計}}$$

1. GPA の計算は、成績発表後に通知します。
2. GPA は、実習審査や就職活動の推薦書、卒業判定、編入学試験等の資料となります。

第8章 履修方法・課程修了の

認定及び卒業

(履修単位の計算方法及び付与)

第23条 授業科目を履修した者には認定のうえ所定の単位を与える。

2 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、各授業科目の単位数は次の基準により計算する。

(1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験・実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については30時間又は40時間をもって1単位とする。

(4) 講義と実習等二つ以上の方法の併用により行う授業科目については、その組み合わせに応じ、前各号の基準により算定した合計時間数をもって1単位とする。

(5) 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(課程修了の認定)

第24条 単位修得の認定の方法は試験及びその他の審査により、これを行う。

2 前項の試験及びその他の審査の方法については、別に定める。

3 出席時間数が総授業時間数の3分の2(介護実習にあつては5分の4)に満たない者には当該科目の履修の認定をしない。

4 学習の評価は、S、A、B、C及びDの五段階をもって示し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(卒業の要件)

第25条 学生は2年以上在学し、総合教養科目及び専門教育科目について、次の通り単位を修得しなければならない。

| 区分 | 総合教養科目 | 専門教育科目 | 合計 |
|----------|--------|--------|--------|
| 生活環境学科 | 12単位以上 | 54単位以上 | 66単位以上 |
| 幼児教育保育学科 | | 54単位以上 | 66単位以上 |

(教育職員免許状)

第26条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条のほか教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目の単位を修得しなければならない。

2 本学の幼児教育保育学科において取得できる教育職員免許状は幼稚園教諭二種免許状とする。

(保育士、介護福祉士資格)

第27条 保育士の資格を得ようとする者は、幼児教育保育学科に在籍し、第25条に定めるところによるほか児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科科目及び単位数ならびに履修方法(平成13年厚生労働省告示第198号)に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。その細則

は別に定める。

- 2 介護福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、生活環境学科に在籍し、第25条に定めるところによるほか社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第1項第3号に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。その細則は別に定める。

(追試験)

- 第28条 事故等やむをえない事由により受験できなかった者は、追試験を受けることができる。

(他の短大等における履修単位の認定)

- 第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学及び高等専門学校に専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学長は、教授会の意見を聴いて30単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

(入学前の他の短大等における履修単位の認定)

- 第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし単位を与えることができる。
- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第18条に規定する再入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせ

て、30単位を超えないものとする。

(卒業)

- 第31条 学長は第25条に規定する要件を満たした者について、教授会の意見を聴いて卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。
- 2 卒業証書には、短期大学士の学位を得たことを証する。

(資格)

- 第32条 本学において取得できる資格は、別に定める。

